平成２１年（フ）第８２４１号
東京都中央区日本橋箱崎町32番３号―615
破産者　株式会社ジー・エス・エイ
1　決定年月日　平成21年７月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２０年（フ）第４２０号
長野県須坂市大字米持字新田317番地の５
破産者　有限会社旭鉄工所
1　決定年月日　平成21年７月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２０年（フ）第３５７号
鳥取県鳥取市鹿野町鹿野1171番地４
破産者　有限会社高田食品
1　決定年月日　平成21年７月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鳥取地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２８号
鳥取県鳥取市栄町604番地
破産者　株式会社ＩＮＴＲＡＳＳＩＳＴ　ＪＡＰＡＮ
1　決定年月日　平成21年７月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鳥取地方裁判所民事部

平成２０年（フ）第１９７号
福岡県小郡市古飯714番地
破産者　東原建設株式会社
1　決定年月日　平成21年７月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２０年（フ）第１７５８８号
東京都港区元赤坂１丁目１番８号
破産者　インターカルチュラルグループ株式会社
1　決定年月日　平成21年７月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２０年（フ）第５３２号
福井県坂井市春江町中庄第59号６番地３
破産者　クロカワセンイ株式会社
1　決定年月日　平成21年７月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２０年（フ）第１３６８号
京都市西京区下津林南中島町１番地の82
破産者　有限会社三栄工務店
1　決定年月日　平成21年７月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２１年（フ）第８６号
福島県いわき市中央台飯野２丁目20番地の11
破産者　須藤　秀勝
1　決定年月日　平成21年７月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所いわき支部

平成２１年（フ）第１０４号
福島県双葉郡大熊町大字夫沢字中央台794番地25
破産者　渡邊　信浩
1　決定年月日　平成21年７月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所いわき支部

平成２０年（フ）第３１号
福島県白河市北登り町24番地
破産者　上野　芳弘
1　決定年月日　平成21年７月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所白河支部破産係

平成２０年（フ）第１１５号
福島県白河市上ノ原４番地36　南湖ウィングＢ―106
破産者　佐藤　　正
1　決定年月日　平成21年７月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所白河支部破産係

平成２０年（フ）第１５２１号
埼玉県川口市上青木２丁目44番15号　サトウハイツ301号
破産者　直林　貴子（旧姓渡）
1　決定年月日　平成21年７月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２０年（フ）第３３５６号
神奈川県鎌倉市大船２丁目20番34号
破産者　小林　則夫
1　決定年月日　平成21年７月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２０年（フ）第３２６号
富山市北代4139番地102
破産者　高田　憲弘
1　決定年月日　平成21年７月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第３０号
金沢市大桑町平42―38　大桑町住宅26棟205号、破産開始決定時の住所金沢市吉原町ヨ37番地　コーポ岡本203号室、従前の住所石川県かほく市宇野気チ20番地32
破産者　鹿本　尊義
1　決定年月日　平成21年７月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２０年（フ）第５６１号
山梨県西八代郡市川三郷町市川大門758番地４
破産者　有泉　　清
1　決定年月日　平成21年７月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第９７号
山梨県甲府市大手１丁目１番36号
破産者　大日方昌三
1　決定年月日　平成21年７月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第１３２号
長野県中野市大字中野1701番地
破産者　中川　敏弘
1　決定年月日　平成21年７月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第１５号
兵庫県豊岡市日高町殿234番地
破産者　安藤　一利
1　決定年月日　平成21年７月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所豊岡支部破産係